第７回　県かこ県民フォーラム（県立加古川医療センター主催）

様々なアレルギーの成り立ちから最新治療まで
各分野の専門家がわかりやすくお話しします

アレルギーの最新治療
～正しく知って毎日を快適に過ごしましょう～

と　　き　11月７日（土）14：00～16：00
と こ ろ　加古川市民会館　小ホール
参 加 費　無料
事前申込　不要
主　　催　兵庫県立加古川医療センター
問 合 先　兵庫県立加古川医療センター
地域医療連携部
☎　079-497-7010
FAX079-438-3756

指定難病（有効期限が12月末の人）医療受給者証の更新手続きについて

平成28年１月以降も引き続き受給者証の更新交付を希望される人は、手続きを行ってください。

１　対象者
有効期限が平成27年12月31日の指定難病受給者証をお持ちの人で、平成28年１月１日以降も引き続き受給者証の交付を希望される人

２　受付予定期間
10月１日（木）～11月30日（月）※土日祝は除く（平成27年12月28日まで更新申請の受付は可能です。ただし、新しい受給者証の発送は、１月１日以降となります）

３　申請・問合先
加古川健康福祉事務所地域保健課
☎４２２－０００３

４　必要な書類
更新手続きに必要な書類を対象者にお送りします。９月末時点でも届かない場合は、必ず問合先までご連絡ください

若年者の在宅ターミナルケア支援事業のお知らせ

40歳未満のがん患者の人が、住みなれた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を助成（償還払い）し、患者さんとその家族の負担を軽減します。

【対象者】　①②の両方に該当する人
①町内に住所がある40歳未満の人
②医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅生活への支援及び介護が必要な人（医師から末期がんと診断された人）
※所得制限はありません。

【サービス内容】
①訪問介護（ホームヘルプサービス）
・身体介護（食事・入浴・排せつ・体位変換・移動等の介助）
・生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物等の介助）
・通院、外出介助
②福祉用具貸与…車いす・ベッド一式・手すり・歩行器等
※他の制度で同様のサービスを受けることができる場合は、対象外となります。

【サービス利用料と利用者負担、利用回数】
・１か月あたりのサービス利用上限額は６万円
・サービス利用料の９割相当額を助成します。
※一旦全額を負担していただき、後日償還払いで返金します。
・訪問介護サービス利用料の助成は週３回まで

【助成対象期間】
平成27年10月１日以降にサービスを利用したもの

【申請・問合先】
健康福祉課　健康推進係　☎４９２－９１３８

ヘルスの会料理教室 参加者募集

記念日のお祝いにぴったりの料理を紹介します。ぜひご参加ください。

と　き　11月19日（木）10：00～13：30
ところ　ふれあい交流館　調理室
参加費　500円（当日徴収）
人　数　16人（応募多数の場合抽選になります。）
持ち物　エプロン・三角巾・手ふきタオル・筆記用具
申込み期間　10月13日（火）～23日（金）
申込・問合先　健康福祉課　健康推進係
☎492-9138（電話予約のみ）

あんしんボタンをご利用ください

あんしんボタン（緊急通報システム）は、高齢者が急な発作や突発的な事故など万一のときに、胸にかけたペンダントか端末機器の『緊急ボタン』を押すだけで、近隣の協力者や消防署に助けを求めることができるシステムです。

対　象　者　**①65歳以上の一人暮らし高齢者**
②高齢者夫婦世帯または高齢者世帯（ただし、要介護3以上の認定を受けた高齢者がいる世帯に限ります）

あんしんボタンの機能
○緊急通報機能
ペンダントか端末機器の「緊急ボタン」を押すと自動的に消防署に通報され、状況確認後、必要に応じて救急車が出動します。
○健康相談機能
端末機器の「相談ボタン」を押すと、24時間いつでも看護師等に健康相談ができます。

近隣協力者　あんしんボタンを設置する際は、緊急時にご協力いただく近隣協力者が3人必要です。
負担費用　あんしんボタン設置の際に、世帯の収入に応じて費用負担があります。（町県民税の非課税世帯は無料です）
問 合 先　健康福祉課　高年障害係　☎492-9137

28年度　保育園 園児募集

対　象　者

保護者が働いていたり病気のため家庭で十分な保育ができない
町内に住所のある0歳から5歳までの新規入園希望者

入所案内の配布

10月1日（木）から各保育園または
地域福祉課で配布します。

受 付 期 間

1次募集　10月13日（火）～11月30日（月）
※2次募集以降は、1次募集の状況をみて行います。

申 込 場 所

■町内の保育園希望の場合
①原則として10月13日(火)～15日(木)10:00～14:00の期間中に、第１希望の保育園へ提出してください。
②都合により①以外の期間に提出される場合は、原則として事前に第１希望の保育園へ連絡のうえ提出してください。

■町外の保育園希望の場合　地域福祉課へ提出してください。

バンビ第一保育園
「お茶会」

バンビ第二保育園
「とうもろこし育ってね」

母里保育園
「七夕まつり会」

加古保育園
「ちぎりたてのイチゴおいしい！」

募集人数および連絡先

バンビ第一保育園（森安）	30人	☎492-0304
バンビ第二保育園（岡）	30人	☎492-4140
母里保育園（野寺）	30人	☎495-2343
加古保育園（加古）	15人	☎492-4810

問合先　地域福祉課児童福祉係　☎492-9136

ー食の“池”産地消・エネルギーの地産地消プロジェクトー

地元の食材を使って親子で料理をしましょう!
“おにぎらずランチ”

と　き　11月21日（土）10：00～（受付は9：30～）
ところ　いきがい創造センター　調理室
参加費　ひとり　300円（親子で600円）
定　員　８組（応募者多数の場合は抽選）
対　象　小学生の親子
持ち物　エプロン・三角巾・手拭きタオル
締　切　11月13日（金）
主　催　いなみ環境会議・生活環境課

[申込・問合先]
生活環境課　☎492-9140

2つの給付金の申請はお済みですか

消費税率の引き上げによる負担を緩和するため、次の人には申請により給付金が支給されます。

①【子育て世帯臨時特例給付金】
対象児童一人につき 3,000円（1回限り）
平成27年6月分の児童手当の受給者
※特例給付の受給者は除く。
申請期限 平成27年12月1日

②【臨時福祉給付金】　対象者一人につき 6,000円（1回限り）
平成27年度市町村民税（均等割）が課税されていない人
※市町村民税が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者は除く。
申請期限 平成28年3月1日

※平成27年度は、「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」のどちらの支給要件も満たす人は、それぞれ申請することにより、両方の給付金を受け取ることができます。

問合先　地域福祉課　給付金担当
☎492-9290（専用ダイヤル）